



お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のとおり、テキストに誤りがございましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

### 2026過去問テキスト 訂正情報

#### 令和5年

★本テキストは【2026年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
20	問5の問題文4の3～4行目	なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。	なお、この児童は施設入所等児童ではないものとする。	25/2/12
23	1～2行目	なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。	なお、この児童は施設入所等児童ではないものとする。	25/2/12
40	肢Eの解説2行目	の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となっており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は問わないということである。	25/8/13
106	肢Eの解説3～5行目	【一般の事業】雇用保険率 1000分の16.5 事業主負担 1000分の10.0(失業給付等 1000分の6.5+二事業1000 分の3.5) 被保険者負担 1000分の6.5 (失業給付等 1000分の6.5)	【一般の事業】雇用保険率 1000分の16.5 事業主負担 1000分の10.0(失業等給付 等1000分の6.5+二事業 1000分の3.5) 被保険者負担 1000分の6.5 (失業等給付 等1000分の6.5)	25/1/22
124	肢B	B ○ (船員保険法24法)	B ○ (船員保険法24条)	25/5/14

#### 令和6年

★本テキストは【2026年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
54	肢Eの解説3～4行目	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、選任までの期限(14日以内など)はない。	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、所轄労働基準監督署長への報告義務はない。	25/10/8
56	肢Cの根拠条文及び解説1～2行目	(法66条の8の3) 設問のとおりである。この規定から除かれるのは労働基準法36条11項（新たな技術、商品又は業務の研究開発に係る業務）、41条の2	(法66条の8の3、平31.3.29基発0329第2号) 設問のとおりである。この規定から除かれるのは労働基準法41条の2	25/10/8

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
60	肢Dの根拠条文及び解説	(法88条1項、別表1) 特定機械等が対象となるため、クレーンは規模に関係なく計画の届出が必要となる。	(法88条1項、令12条1項3号、則85条ほか) 設問の届出が必要とされるクレーンから除かれるのは、つり上げ荷重が「3トン未満（スタッカー式クレーンにあっては、1トン未満）」のものである。	25/10/8
88	雇用〔問2〕の解説2段落目	①算定対象期間は、離職の日以前2年間（受給資格要件の特例の規定が適用される場合は、離職の日以前1年間）であることから、本問では令和6年2月29日から令和4年3月1日までが算定対象期間となる。なお、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間（加算後の期間が4年を超えるときは、4年間）とされる受給要件の緩和がある。設問の場合、Z社の離職の日以前2年間は令和6年2月29日から令和4年3月1日までであるが、Z社就職日（令和5年11月5日）前の期間は、雇用保険の被保険者ではないので、受給要件の緩和は行われない。	①算定対象期間は、原則として離職の日以前2年間であるが、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間（加算後の期間が4年を超えるときは、4年間）とされる受給要件の緩和がある。設問の場合、Z社の離職の日以前2年間は令和6年2月29日から令和4年3月1日までであるが、Z社就職日（令和5年11月5日）前の期間は、雇用保険の被保険者ではないので、受給要件の緩和は行われない。	25/12/10
94	肢Eの根拠条文	エ ○（則120条の2第1項）	エ ○（則139条の4第2項）	25/12/10
206	肢Aの解説2～3行目	「被保険者」については	「配偶者」については	25/6/11

### 労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
8	問25（H29-5イ）の問題2行目	「1年以上10年以下の懲役又は	「1年以上10年以下の拘禁刑又は	25/8/13
9	問23（R03-1C）の解説1行目	設問のとおりである。「労働者の意思に反して	設問のとおりである。なお、「労働者の意思に反して	25/8/13
69	問164（R04-2C）の解説1行目	平11.3.31基発168号。使用者が	昭63.3.14基発150号。使用者が	25/10/8
79	問190（R05-2イ）の解説2行目	与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となっており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は問わないということである。	25/8/13

### 労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	問18（R06-8）肢Eの解説4～5行目	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、選任までの期限（14日以内など）はない。	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、所轄労働基準監督署長への報告義務はない。	25/10/8
23	問22（R04-8）肢Cの解説9～13行目	設問の甲社は、②に該当する（なお、鉄骨造のビル建設工事の仕事を行う事業であるため店舗安全衛生管理者を選任すべき規模は、労働者数が常時20人以上50人未満の場合であり①にも該当する）ため、店舗安全衛生管理者を選任する必要はない。	設問の甲社は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない事業場であるため、店舗安全衛生管理者を選任する必要はない。	25/11/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
51	問67 (R06-9C) の解説 1 ~ 3行目	この規定から除かれるのは労働基準法 36条11項（新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務）、41条の2（高度プロフェッショナル制度）の	この規定から除かれるのは労働基準法 41条の2（高度プロフェッショナル制度）の	25/10/8

## 雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	問47 (R06-2) の解説 2段落目	①算定対象期間は、離職の日以前 2年間（受給資格要件の特例の規定が適用される場合は、離職の日以前 1年間）であることから、本問では令和6年2月29日から令和4年3月1日までが算定対象期間となる。なお、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかつた日数を加算した期間（加算後の期間が4年を超えるときは、4年間）とされる受給要件の緩和がある。設問の場合、Z社の離職の日以前 2年間は令和6年2月29日から令和4年3月1日までであるが、Z社就職日（令和5年11月5日）前の期間は、雇用保険の被保険者ではないので、受給要件の緩和は行われない。	①算定対象期間は、原則として離職の日以前 2年間であるが、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかつた被保険者については、賃金を受けることができなかつた日数を加算した期間（加算後の期間が4年を超えるときは、4年間）とされる受給要件の緩和がある。設問の場合、Z社の離職の日以前 2年間は令和6年2月29日から令和4年3月1日までであるが、Z社就職日（令和5年11月5日）前の期間は、雇用保険の被保険者ではないので、受給要件の緩和は行われない。	25/12/10
35	問80 (R01-2 <sup>ウ</sup> ) の解説 1行目	設問のとおりである。設問以外の年齢の者の受給資格者に	設問のとおりである。なお、設問以外の年齢の者の受給資格者に	25/11/12
101	問224 (R06-5 <sup>イ</sup> ) の解説 1行目	則139条の第3項。設問のとおりである。	則139条の第2項。設問のとおりである。	25/12/10

## 労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
11	問27 (R06-雇8C) の正誤	×	○	25/12/10

## 2026基礎講義 訂正情報

### 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
211	図「失業等給付等の全体像」の「教育訓練休暇給付金」枠右		<p>(※を削除)</p>	25/1/22

## 2026総合講義 訂正情報

### 労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
155	参考事例の本文7行目	更に平均賃金算定の基礎に参入されない賃金	更に平均賃金算定の基礎に算入されない賃金	25/12/10

### 労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
114	1行目	2 ■雇入れ時・作業内容変更時の教育 (法59条1項・2項)	2 ■雇入れ時・作業内容変更時の教育 (法59条1項・2項、則35条)	25/11/12
120	表「就業制限業務とその業務に就くことができる者(主なもの)」の、業務の区分「大型ボイラー・第一種圧力容器溶接業務」の、「必要な資格」	特別ボイラー溶接士免許 普通ボイラー溶接士免許(溶接部の厚さが一定以下の場合等)	特別ボイラー溶接士免許 普通ボイラー溶接士免許(溶接部の厚さが一定以下の場合等)	25/11/12
120	同表・業務の区分「最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上の走行運転を除く)業務」の、「必要な資格」	不整地運搬車運転技能講習 建設機械施工技術検定合格 その他厚生労働大臣が定める者	不整地運搬車運転技能講習 建設機械施工管理技術検定合格 その他厚生労働大臣が定める者	25/11/12
120	同表・業務の区分「機体重量3トン以上のブル・ドーザーの運転(道路上を走行させる運転を除く)業務」の、「必要な資格」	車両系機械運転技能講習	車両系建設機械運転技能講習	25/11/12

### 労働者災害補償保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
124	下から3行目	ただし、失格するわけではないので、第3順位から	ただし、失権するわけではないので、第3順位から	25/11/12
242	巻末条文第47条の3の5行目	保険給付の支払を1時差し止める	保険給付の支払を一時差し止める	25/12/10

### 雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
187	上から7行目	法令に基づき国又は地方公共団体の委託を受けた期間が実施	法令に基づき国又は地方公共団体の委託を受けた機関が実施	25/11/12
221	下から3行目	月の一部のみについて、これらの休養又は休暇をした場合には、	月の一部のみについて、これらの休業又は休暇をした場合には、	25/11/12

## 労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
32	問65の問題3行目	所定の予告期間及び <b>予定</b> 手当が必要	所定の予告期間及び <b>解雇予告</b> 手当が必要	25/12/10

## 雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
83	問183の解説	法63条1項 <b>6</b> 号。設問のとおりである。	法63条1項 <b>7</b> 号。設問のとおりである。	25/12/10